

～高校生年代以下の児童がいるご家庭の皆様へ～

令和6年12月支給(10・11月分)から児童手当が改正されます！

1 制度改正の変更点

		旧制度 (令和 6 年 9 月分まで)		新制度 (令和 6 年10月分～)	
支給対象		中学校修了まで (15 歳到達後の最初の年度末まで)		高校生年代まで (18 歳到達後の最初の年度末まで)	
所得制限		あり ①所得制限限度額以上 5,000 円 ②所得上限限度額以上 支給なし		なし (ただし、児童手当受給者は世帯の中で所得が高い方になります。)	
手当 月額	0～2歳	15, 000円 ※		15, 000円	第3子以降 30, 000円
	3 歳～小学生	10, 000円	第3子以降 15, 000円	10, 000円	
	中学生	10, 000円		10, 000円	
	高校生年代	なし		10, 000円	
支払時期		年3回(前月までの4カ月分を支給) 2 月、6 月、10 月の13日 (13日が土日祝の場合、直前の平日)		年6回(前月までの2カ月分を支給) 偶数月の13日 (13日が土日祝の場合、直前の平日) 令和6年度初回支払:12月13日	
多子加算 (第3子以降算定対象 者)のカウント方法		親等の経済的負担がある 18歳年度末までの子 (例)21歳、17歳、14歳、10歳の場合 21歳(カウントに含まない)支給なし 17歳(第1子)支給なし 14歳(第2子)月額 10,000 円 10歳(第3子)月額 15,000 円		親等の経済的負担がある 22歳年度末までの子 (例)21歳、17歳、14歳、10歳の場合 21歳(第1子)(カウントに含む)支給なし 17歳(第2子)月額 10,000 円 14歳(第3子)月額 30,000 円 10歳(第4子)月額 30,000 円	

※誕生月分までが月額15,000円となります。(例:9月12日生まれの場合、9月分までが15,000円)

2 制度改正により申請が必要な方(世帯の中で所得の高い方が申請者になります)

新規申請

- ① 児童が高校生年代(H18.4.2～H21.4.1 生まれ)のみのため、児童手当を受給していない方
- ② 所得上限限度額超過のため、児童手当を受給していない方

増額申請

- ① 児童手当を受給中だが、大学生年代(H14.4.2～H18.4.1 生まれ)の子を含めると3人以上の子どもがいる方
- ② 児童手当を受給中だが、高校生年代(H18.4.2～H21.4.1 生まれ)の児童について、子育て支援課に登録されていない方

3 提出書類

世帯の状況により異なります。別紙「児童手当制度改正 申請手続きフローチャート」で提出物をご確認ください。フローチャートは市のホームページにも掲載しています。



市ホームページ

4 申請方法

郵 送 送付先 〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市役所 子育て支援課 育成支援グループ

窓 口 薩摩川内市役所 本庁 2階 12番窓口 子育て支援課
各支所地域振興課、甕島振興局

5 申請期限と支給日

	申請期限	支給日
1 回目	令和 6 年 11 月 13 日(水)	令和 6 年 12 月 13 日(金) ※制度改正後の初回支給(令和6年10・11月分)
2 回目	令和7年 1 月 15 日(水)	令和 7 年 2 月 13 日(木) 新規申請 令和6年10月分からさかのぼって支給 増額申請 12月13日支給分は、旧制度の額で支給し、2月13日に令和6年10月分からの差額分を支給

※申請件数が多いため、審査の進捗状況により2回目の支給となる場合があります。

※児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、今回の制度改正についての申請は、申請期限を過ぎた場合でも、令和7年3月31日(必着)までに申請いただければ、令和6年10月分からさかのぼって(又は差額分を)支給します。

6 児童手当制度改正の Q&A

(1) 申請の手続き等について

Q1 児童手当受給中だが、受給者は全員申請をしないといけないか？

A1 児童手当の制度改正の影響を受けない受給者は手続きの必要はありません。
例えば、児童が中学生以下のみの世帯は申請の必要はありません。

Q2 新制度の支給額はいくらになるか？また、通知はあるか？

A2 申請された方や支給額が変更になった方には、令和6年10月以降に認定通知書等を送付します。
なお、制度改正により、支給月に送付していた支払通知書は廃止となりました。
※支払いの確認は振込先口座の通帳等により確認をお願いします。

Q3 所得制限により児童手当を受給していなかったが、手続きはどうすればよいか？

A3 新規申請(児童手当認定請求書)等の提出が必要です。

(2) 高校生年代(H18.4.2～H21.4.1 生まれ)について

Q1 現在、児童手当を受給しているが、高校生の申請はする必要があるか？

A1 基本的には申請の必要はありません。ただし、高校生年代の児童が本市に登録されていない場合には、申請の必要があります。
例えば、本市に転入してきた時点ですでに高校生年代の児童であった場合等。

Q2 高校生年代の児童は、仕事をしていて自分で収入を得ている場合でも支給対象となるか？

A2 児童が、自ら生計を維持するのに足りる就労収入であったり、父母等と別居している場合でも、定期的な面会や連絡をしている等、監護し、かつ生計を同じくしている場合には対象になります。

(3) 大学生年代(H14.4.2～H18.4.1 生まれ)について

Q1 すでに就職しており独立して生計を営んでいるが、多子加算の算定対象となるか？

A1 対象となりません。ただし、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていることと生活費の相当部分を負担している場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することで対象となります。

問合せ先 薩摩川内市 子育て支援課 育成支援グループ
【電話】(0996)22-8115(内線:2364) 【FAX】(0996)23-1223
【mail】ikuseishien@city.satsumasendai.lg.jp